

# 会議要録

会議名	平成28年度 第1回八王子市消費者教育推進協議会	
日時	平成28年9月15日(木) 午前10時40分～12時00分	
場所	クリエイトホール11階 第7学習室	
出席者氏名	委員	和田清美会長、鈴木麗加副会長、樋口勝美委員、佐々木昭夫委員、 竹口君夫委員、木下和彦委員、深沢靖彦委員、赤木省三委員、栗本正男委員 斉藤郁央委員、原田親一委員、大日向由紀子委員
	事務局	田代信之主査、後藤正幸主任、檜森大作主事
欠席者氏名	西島美奈子委員、今井婉子委員、北出義則委員、日浦雅委員	
議題等	(1) 八王子市消費者教育推進計画のあり方について	
公開・非公開の別	公開決定後公開	
非公開理由		
傍聴人の数	0名	
配付資料名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 資料1：第3回八王子市消費生活審議会 会議要録</li> <li>・ 資料2：八王子市消費生活基本計画における平成27年度実施状況の検証について（意見）」</li> <li>・ 資料3：八王子市消費生活基本計画第2期計画の概要</li> <li>・ 資料4：第1期計画及び第2期計画関連表</li> <li>・ 資料5：第2期計画の構成（目次）（案）</li> <li>・ 資料6：消費者教育推進に関する国・東京都との関連図</li> <li>・ 資料7：八王子市消費者教育推進計画の概要（案）</li> <li>・ 参考資料1 調査結果のまとめと考察</li> <li>・ 参考資料2 アンケート調査 報告書</li> <li>・ 八王子市消費者教育推進協議会設置要綱</li> </ul>	

## 会議内容

### 1. 開会

事務局：これより平成28年度第1回八王子市消費者教育推進協議会を開会します。

<委員紹介>

<配付資料の確認>

<配付資料の訂正箇所説明／会議要録の発言語尾修正の説明>

<出席・出欠者確認>

和田会長：ここからは私が進行をさせていただきます。第1回の協議会の開催にあたり一言ご挨拶をさせていただきます。

平成24年8月に「消費者教育の推進に関する法律」が公布されました。ご案内の通り、この法律は、「消費者教育の総合的・一体的な推進」、「国民の消費生活の安定・向上に寄与」を目的とし崇高な基本理念を定めています。また政府は消費者教育推進のために基本的な方針を策定し、市町村に対し、地域の消費者教育を推進するため消費者教育推進協議会の設置に努めることとしています。本市は5年前に策定した「消費生活基本計画」の期間が満了するにあたり、これを改訂すると同時に、同計画の実施計画として「消費者教育推進計画」を策定することを政策決定し、市長から八王子市消費生活審議会に対して諮問されているところです。つきましては、本市の消費者が安心して消費生活が送れるよう、また自立した消費者として自らの消費行動を通じて、主体的に社会形成に参画する消費者市民社会への理解が深められるよう、法の理念及び政府が決定した基本方針の指示に沿った「消費者教育推進計画」が策定されるよう、本協議会の皆さまのご協力をお願いいたします。

以上は市民部長からのご挨拶となるものですが、委員として出席されていることもあり、私が代わってご挨拶するという経緯となりました。

当協議会は16名からの構成となっておりますが、現段階で4名の方が欠席となっており、12名の委員の出席となっております。この人数は条例施行規則に基づき、会議は成立ということになりますので、よろしくをお願いいたします。

次に会議の公開・非公開の決定をいたします。本議題は個人情報等、会議の公開に関する指針の非公開事項に該当するものがないとし、公開することでよろしいでしょうか。

<他の委員から「異議なし」の声あり>

和田会長：それでは当協議会は公開といたします。

事務局から、本日の傍聴者の報告をお願いします。

事務局：傍聴者席を設けてありますが、現在傍聴者はおりません。このあと、希望者があれば随時入場していただきますので、あらかじめご了承ください。

### 2. 報告

#### (1) アンケート調査結果のまとめと考察及び報告書について

<事務局説明－参考資料2、参考資料1の説明>

和田会長：アンケート調査の結果の報告を受けましたが、何か質問等がありますか。

学校の先生方としては、この調査結果を現場からの観点でどう受け止められましたか。

竹口委員：中学校で問題となる多くはネット関連のことですが、果たして消費者教育の範疇で収まるものかどうか。おそらく中学校ではそうした捉え方をしていなくて、ネットトラブルという範疇での取り組みとして、どちらかと言うと、セーフティ教室といった形で行われており、消費者教育というイメージとは少し異なるかも知れません。SNS絡みのいじめ問題、年齢詐称し購入した商品の高額請求問題、一方で加害者側に

もなる得る問題等、トータル的なネット利用方法をはじめ、さまざまなネットに絡んだ問題について、教科を超えて、総合的な学習の時間や特別授業等で取り扱うなど、セーフティ的な意味での取り組みはかなりの中学校で行われていると思います。ただ、その辺りはこの調査結果にはそれほど表れてはいないようです。

和田会長: 高等学校ではいかがですか。

木下委員: 高等学校では、きちんと扱うとするならば家庭科や情報科で主に扱う領域です。情報科の授業ではネットも関係してきますし、家庭科の授業では調理や被服など分野は何であれ、すべて消費者教育に関わってくるので、ほぼ通年で扱っていることになります。スマートフォンやインターネットの利用に関しては、情報科の授業では、消費者としてと言うよりは、生徒の安全に関わるセーフティ教室といった捉え方をしていることが多くなっています。生活指導的な側面から金銭トラブルも含めて扱っていきます。ネットを通じてのトラブルは高校生ではかなり多く、ある事例が出ると、すぐに集会を行って報告をして、共通の認識を持つようにしています。しかしながら、テクノロジーの進歩は想像以上で、5年前の技術と今とはかなり状況が異なります。例えば、今LINEのことを注意していても、数年後にはまた予想もなかった技術が入ってくることも考えられます。しかし学校という場では、その進歩に対して迅速に対応ができないという課題があります。例えば楽天市場やアマゾンも歴史は浅いのに、すでに伝統的な感さえ受けます。今はもう消費者同士がCtoCで高校生でも物を売ることが日常的に行われていますが、これもここ1、2年の話です。学校がそのスピードに迅速に対応していくのは容易ではありません。

和田会長: 情報科の授業を担当する教師は専門の方ですか。

木下委員: 情報科の教員が担当しています。ただその教員にしても、2年、3年後を予測して教えるというのも無理があります。今あるものについては、教えられるけれども、彼らが大学生になる頃には、すでに時代遅れの技術になっているという認識です。

和田会長: 貴重なご意見ありがとうございます。教育委員会ではいかがでしょうか。

斉藤委員: 私どもは教育課程を管理しております、基本的に教育課程は教科等で管理しています。ところが、このような「〇〇教育」というものは、さまざま教科に該当することもあり、実は把握しきれておりません。むしろ、アンケート結果での各学校の取り組みを、こちらが参考にしているぐらいです。私どもが把握しているところでは、今お話しがあったように、子どもたちの安全を守ることがベースとなっているようです。調査報告書の9ページ「教科・領域以外の消費者教育に関する取り組み」を見ると、「取り組みは行っていない」が25.2%あるという課題が上がっています。これについては学習指導要領では教科としての指導範囲は定められていますが、それ以上のところでは「〇〇教育」というものが数多く入っていることもあって、そこまで回りきれていないのだろうという感想です。

大日向所長: 12ページ「消費者教育推進の課題」で、課題として3割以上あげられている4点のうち、「活用できる教材が少ない」、「指導者や講師となる人材の情報が得られない」、「教員のスキルアップを図る研修などの機会が少ない」の3点は、消費生活センターと指導課等が協働することで、大いに改善できる余地があります。一方で気になるのが、「他の優先課題があり取り組めない」ということです。アンケート結果からは、被害に遭わないようにすることが要望として多くあげられていますが、消費者教育としては、そこにあまり特化してほしくないという思いがあります。被害に遭わないようにするのは大事ですが、国も示しているように、消費者市民社会への参画といったことが大きなテーマとしてあります。責任ある消費活動をして、自分の消費活動が各方面に影響を与えるのだということを幼いうちから学び、賢い消費者として育てていくことが最大の目標となります。つまり、さまざまな被害に遭いにくくなるということ、即ち消費者教育とは、生きる力に直結するものではないかと考えています。そのためには教員等の意識改革も必要となってきますので、優先課題の中で消費者教育の順位も少しずつ上がってくるのではないかと考えています。

原田市民部長: 教育の現場から、消費者教育に特化するものではなく、子どもたちのセーフティという面で大きく捉えて、さまざまな場面で教育がなされているという貴重なお話を伺いました。消費者問題に結びついてしまう環境変化のスピードには、教育現場でも対応がしきれないということ、また、アンケート結果でも、必要性は感じているが、なかなか適した教材や人材がないということがあげられており、こちらとして教育現場に対する連携や支援の不足を感じました。そこでその改善のためには、行政と民間を巻き込んだ機能的な連携体制、つまり消費生活センターが持つ情報を適宜速やかに提供できる関係は、まさに「消費者教育推進計画」の柱にも立てておりますので、しっかりと取り組んでいく必要があると考えています。八王子市は大学も含めた教育現場は数多く、教育体制も充実しています。一方で適正な消費生活を営む上で不十分な点があり、子どもたちがさまざまな場面で巻き込まれてしまう懸念がある中では、教育体制の充実も含め、市としても市長をはじめ強い思いで臨んでいきたいと考えています。従って、消費者教育とは、単にトラブルに巻き込まれないようにという受け身的な話ではありません。人間

として生きていく上で、避けては通れない消費活動の中で、好ましい消費生活・消費活動について幅広く学ぶこと、ひいてはそれが持続可能な社会に結びつくと言われていまして、ぜひこうした機会を通じて協力し合って進めていきたいと思っています。

### 3. 議事

#### (1)八王子市消費者教育推進計画のあり方について

##### <事務局説明－資料6、資料7の説明>

和田会長：今の説明を受けて、質問や意見がありましたらどうぞ。

赤木委員：先ほどのアンケート結果で、食の安全に対して学校も学生も大きな関心があることが随所に見られたことが驚きでした。但し、このように「消費者教育推進計画」に落とすときに、食の安全については食育や地産地消で解決する問題ですから、「持続可能な」というところには落としきれないように思います。それと品質表示の見方等は極めて具体的な問題ですが、それはこのライフステージのどこでカバーされて、そして賢い消費者にしていけるのか。特に品質表示については関心はあっても、大人でも簡単に理解できるものではありませんから、若いうちにしっかりと見る目を鍛えておく必要があります。そうでないと、結果、食の問題は出されたものを食べるだけといった、食への関心とは裏腹な結果になってきます。基本計画なので、あまり細かいことは書き込めないでしょうが、計画のどこにその項目を落とし込んでいくのかということ、ある程度事前に明確にしておいた方が良いですね。

鈴木副会長：家庭科の授業では、例えば賞味期限と消費期限の違いとか、品質表示に書かれている言葉の意味などは教育されているのではないかと思います。

竹口委員：その通りで、家庭科では必須となっています。それが定着するかどうかは、まだ難しいところがあるかも知れません。

赤木委員：食の安全という点では、基本的にはある年代で1回ではなく、いくつかの年代でタイミングよく、その都度理解していき、頭に刷り込んでいくことが大切です。そうすることによって、大人になったときに、安心な食の選び方ができるようになるでしょう。ぜひそのことはうまく盛り込んでいただきたいという要望です。

和田会長：資料7の裏面、「3 持続可能な社会に向けた取り組み」－「(1)食育と地産地消の推進」はどちらかと言うと、地産地消の方に寄っています。食の安全はテーマごとには出てきていますが、項目としては出てきていないので、1つ起こすかどうかという検討が必要かも知れません。

鈴木副会長：「2 ライフステージごとの取り組み」の中には食の安全が入っているようには読みとれませんがね。

和田会長：その通りです。これはやはりライフステージごとではなく、横につながる課題ですね。今回はそういう構成になっていないですね。

樋口委員：先ほど賞味期限と消費期限の話がありましたが、本来その教育は学校ではなく、家庭教育の中で、親の手伝いをするところからの体験からだと思います。昔の家庭科では、調理実習があると、グループごとに食材の買い出しにも行っていたのですが、最近はそうした実習は少なく、学校側で食材をまとめて購入したり、家庭科の教員がきちんと安全管理を行うようになってきています。そうしたこともあり、学校が生徒に対してできることは少なくなってきていますので、その点も考えていく必要があると思われます。

鈴木副会長：お話を伺っていて、学校の方が最低限度と言えるようなクラスは設けていると感じました。むしろ私としては大学生の方が気になっています。先ほどの大学生調査の39ページ、「消費者教育を行う場として重要なもの」として、「小中学校・高等学校」とする割合が多く、自分たちの年代になってからの消費者教育にはさほど関心がないような印象を受けました。高校生ぐらいまでの両親や学校の先生から守られている立場では、消費者教育を受けても、自分の問題としてなかなか実感が湧かないまま大学生や社会人になってしまう。だから、最近良くあるベンチャー企業への投資詐欺に遭っている大学生からの相談を受けることが多いのですが、本当に理解しているのかなと思わざるを得ないことが多いのです。そうしたことから高校卒業後の人たちを対象に、生涯学習を提供する方が現実的に重要ではないかと思っています。それをどこかに入れ込めないかということですが、ライフステージごとの取り組みをつないでいける項目をどこかに1つ増やすと良いでしょうかね。

和田会長：その通りですね。

佐々木委員：資料7の裏面、「食育と地産地消の推進」の取り組みの方向に「八王子市食育推進計画に基づき」と書いてありますが、これは実際にあるのですか。

和田会長：あります。

佐々木委員：その計画にご指摘の内容は盛り込まれていないのでしょうか。

事務局：「八王子市食育推進計画」では食品の安全や品質表示ということまでにはおそらく踏み込んでいないと思いますが、もし含まれていることが確認できましたら、資料7の「八王子市食育推進計画に基づき」ということで、そこは網羅されているものとして整理させていただきます。国が定めた基本的な方針に食育という項目も出されており、品質表示の見方も含めて食育であると謳っていますが、「八王子市食育推進計画」でそこまで踏み込んだ対応が謳われていない場合、私どもの計画の方では表示した方が良いでしょうと考えています。但し、第2期「消費生活基本計画」の重要課題「1 消費生活の基盤整備」の1-2-2-1に「食の安全確保と情報提供」という項目もあります。そこに入るか、あるいは食育という範疇で「消費者教育推進計画」に入れ込むか、そこはまた皆さんで議論をいただけますでしょうか。

和田会長：「食育と地産地消」とつなげているので、これを離して食育として1本起こしていくかどうか。「消費生活基本計画」と重なっても構わないわけですからね。確かに大学生の調査結果からすると、関心がないのかと思います。

鈴木副会長：「消費生活基本計画」と「消費者教育推進計画」とで重複しても構わないということであれば、表現の違いなのでしょうが、「消費生活基本計画」に「食の安全確保と情報提供」という項目があり、それに近いイメージですね。「八王子市消費者教育推進計画」では「3 持続可能な社会に向けた取り組み」に「食の安全・安心（あるいは食育と地産地消）」とあるように、入っていることは入っていますが、もう少し明確に表現すると良いのかも知れませんね。

和田会長：そうですね。これは「食の安全確保と情報提供」、「食育」、「地産地消」と3つにしても問題はないですね。ここは事務局に少し検討していただきましょうか。

和田会長：他にはいかがでしょうか。

竹口委員：食育に限らず、むしろ生涯教育という視点で消費者教育を捉えた方が良いかも知れません。さまざまなことが次々と新しくなっていくので、今、目に見える知識は5年後には通用しません。そうしたことを考えると、ライフステージの前段で、生涯を通じた教育という視点で消費者教育を示す必要があります。今、中学校の教育で行われていることは、さまざまなことを教えながらも、何か困ったらとにかく消費生活センターへということだけ覚えてもらっています。そうすれば、大学生等になって困ったときに、小中学校の頃耳にした消費生活センターのことを思いだして動くことができる。それが最も大事なことでないでしょうか。すべての情報を学校で教えるには無理があります。それよりは困ったときにどのような手段を取ったら良いかということが、小中学校での基本の教育となっています。そうした点も考慮していただきたいと思います。

和田会長：大変重要なご指摘です。前段で一貫した認識を置き、各ライフステージで教育に関わってどのような事業が考えられるのかということですね。ですから、前段に入れるのが良いでしょうね。

木下委員：確かに生涯教育的な捉え方が最も重要であると感じます。消費生活そのものも小学校、中学校、高等学校と進むにつれて変化していきます。直接スーパーで食品を買ってくるという体験は増えてきてはいますが、まだ少ない。それが普通になるのは大学生や社会人になってからのことです。ですから、学校で習ってもあまり身近には感じられないでしょう。同様に、洗濯絵表示が変わりますが、学校で教えても自分で洗濯する生徒は少ない。それが本当に知識となり行動と結びつくようになるのは大人になってからです。その頃には、おそらく忘れてしまっている。だから、どの機会でもその習ったことを再度思い出させるか、そのタイミングをどう用意するかということが大事です。

和田会長：大学生になった、あるいは結婚した、あるいは子どもが生まれたという段階で、学校時代に学習したことを改めて再認識するという事は確かにありますね。

齊藤委員：小・中・高等学校は学習指導要領に基づいて、日々指導を行っています。学習指導要領は10年に1回の改訂のため、極端に言えば10年前の指導がそのまま行われます。先ほど大学生調査で、消費者教育を行う場は小・中・高等学校が適当という調査結果がありましたが、消費期限、賞味期限、品質表示などは、お店に行ったときに自分で手に取って見てみるのが消費者としての基本的な行動です。また、最近はクーリングオフ制度等の学習も当然実施していますが、大学生では、通販やネットショッピングを前提としたトラブルが相当多くなっています。しかし、小・

中・高等学校でそれを中心に捉えるということは前提になっていないと思われます。その辺りが、学習指導要領に基づいた枠組みで行われている学校教育では、日進月歩で進化するさまざまな消費生活に対応しきれないという実状があるわけです。そうしたことも考えていく必要があるでしょう。

鈴木副会長：振込み詐欺の受け子となって、逮捕される大学生が今多くなっています。割の良いアルバイトという感覚で安易に足を踏み入れてしまわないようにするためには、果たして消費者教育だけで事足りる話なのか、それより、仕事をするというのはいかなる意味があるのかというところから教え込むことが必要なのではないかと感じてします。今の振込み詐欺は、足がつかないよう、個人の通帳を使います。だから自分の預金通帳を安易に他人に預けて、その通帳にどんどん振込みに利用されてしまう。こうした方は大学生以上や30歳近くの方に多く見られますが、安易に他人を信用せずに、もう少し考えて行動してほしいですね。本当にどうしたら良いのか、この枠組みの中で収まりきる問題なのかとつくづく感じます。

和田会長：他にはいかがでしょうか。

大日向所長：資料7の右側に「事業内容」として箇条書きでいくつか出ていますが、これはあくまでも事務局が思いついたものをピックアップしたものです。何か事業の案があればいただきたいですし、後日思いついたものがあれば、ぜひご連絡をお願いいたします。

和田会長：案はいつ頃までにお出しいただけると良いですか。

大日向所長：次回までにはいただきたいです。ここの内容を精査して膨らませたいと考えています。

和田会長：それでは次回が10月24日（月）開催予定なので、10月10日（月）ぐらいまでにぜひ事業内容について事務局までご意見をお寄せいただきたいと思います。

それと今日いくつか他にも意見がありましたので、次回までに検討して出していただきたいと思います。

#### 4. その他

事務局：本日の会議要録は事務局でとりまとめをして、次回の協議会に提示をして、確認していただきます。修正等があれば必要に応じて各委員の方に連絡の上、ご確認いただきまして、決定したいと思います。また、本日の署名については消費生活審議会と同じく栗本委員をお願いいたします。

#### 5. 閉会

和田会長：以上で予定された議題はすべて終了とさせていただきます。進行を事務局にお返しします。

事務局：順番が後先になって大変申し訳ありません。八王子市長名による行政委員以外の皆さまに委嘱状が交付されていますので、原田市民部長から伝達をさせていただきます。

<事務局：委嘱状交付>

原田市民部長：今回の協議会は市長もかなり重視しており、協議会に出向きたいという意向もあったのですが、現在、議会の開催中のため、残念ながら都合がつかいません。皆さまによりしくお伝えくださいとのことです。よろしく願いいたします。

事務局：続いて次回の協議会開催予定ですが、10月24日（月）、午後2時からクリエイティブホール10階、第2学習室で行う予定となっています。特段のことがなければ、確定日時とさせていただきます。一週間程度前には開催通知を資料とあわせてお送りさせていただきます。

それでは以上で本日の協議会を終了いたします。ありがとうございました。

平成28年 11月 30日

委員 栗本 正男